

## 第4章 施策の展開

|        |   |
|--------|---|
| 基本目標 1 | 男女共同参画社会についての意識共有と人権の尊重<br>～一人ひとりがお互いを大切にしあう～ |
|--------|---|

|       |                |
|-------|----------------|
| 方向性 1 | 男女共同参画に関する意識共有 |
|-------|----------------|

### 【基本施策 1】男女共同参画に関する意識啓発 ⑤<sup>5</sup>

これまでも、町に暮らす人同士が支えあい、協力し合って、東栄町での暮らしを営んできました。引き続き、人権の尊重を基盤に、男性も女性も、大人も子どもも、互いの存在を大切にしながら、力をあわせて暮らしていきます。そのため、男女共同参画に関する啓発活動に取り組むことにより、お互いを大切にする気持ちを育てるとともに、固定的な性別役割意識からの脱却を図ります。

| 具体的な事業の例              | 主体   |
|-----------------------|------|
| 男女共同参画に関する住民等意識調査     | 町・町民 |
| 広報等を通じた男女共同参画に関する意識啓発 |      |

### 【基本施策 2】お互いの立場を認め、ともに参画するまちづくり ⑪

一人ひとりの暮らし方や価値観は千差万別です。お互いが別の人格を持ちながら、同じ町に暮らす仲間であることを認めあえる優しいまちを目指します。

また、情報通信の高度化や、新型コロナウイルス感染症の発生による行動変容が求められる等、社会は目まぐるしいスピードで変化しています。変化に柔軟に対応しながらまちづくりをするためには、多様な考え方や力が欠かせません。一人ひとりの存在やその暮らしが、町を構成する重要な要素であることを認識してまちづくりに取り組みます。

| 具体的な事業の例     | 主体      |
|--------------|---------|
| まちづくり基本条例の実践 | 町民・議会・町 |

<sup>5</sup> この番号は、SDGs の中で特に関わりの深い目標番号を示しています。

|       |                  |
|-------|------------------|
| 方向性 2 | 子どもとともに考える男女共同参画 |
|-------|------------------|

### 【基本施策 1】学校教育における男女平等の推進 ④⑤

学校生活においては、性別混合名簿や生徒会役員構成からも分かるように、男女平等が浸透しています。これは、町や国県等、社会における男女平等の実態と大きく異なる部分です。今後、社会全体を、学校現場と同じような男女平等社会していくためには、今の子どもたちへの働きかけは大変重要です。引き続き学校教育の中で、男女平等を徹底するとともに、子どもたちが男女共同参画社会の意義や個人の在り方等について、考え、学ぶことができるよう働きかけます。

| 具体的な事業の例                           | 主体     |
|------------------------------------|--------|
| ジェンダー教育 <sup>6</sup> 、性教育及び人権教育の実施 | 町・小中学校 |

### 【基本施策 2】町全体での次世代人材の育成 ⑪

子どもたちは、地域の宝です。これまでも、家庭や学校のみならず地域の中でも一人ひとりが大切に育まれてきました。これからも誰一人欠けることなく、健やかに成長していくことは町全体の願いです。

同時に子どもたちは次世代を担う重要な存在でもあります。子どもたち自身やさらに次の世代の子どもたちが暮らしやすい社会を作るため、引き続き子どもたちとともにまちづくりに取り組みます。大人たちは、生涯学習や地域活動等、様々な機会を通じ関わる中で、一人ひとりを平等に大切に育みます。

| 具体的な事業の例      | 主体    |
|---------------|-------|
| 中学生を対象とした意識調査 | 町・中学校 |

---

<sup>6</sup> ジェンダー教育：幼少期から青年期にかけて、性の在り方に対する思い込みや押しつけを減らし、ジェンダーに理解のある大人に育てる目的とした教育（出典：なるほどSDGs）

|       |       |
|-------|-------|
| 方向性 3 | 人権の尊重 |
|-------|-------|

### 【基本施策 1】人権尊重に関する意識啓発 ⑩

男女の人権尊重については、男女共同参画社会基本法の中で定められています。性別に関わりなく、個性と能力を十分に發揮することができるまちづくりを目指し、人権尊重に関する意識啓発に取り組みます。

また、日本国憲法ではあらゆる立場の人々が平等であることや、性別による差別をされないことを定められています<sup>7</sup>。どのようなことがあっても差別はあってはならないもの、という意識が町に浸透することを目指します。あわせて、被害にあった人が安心して相談でき、かつ必要な支援に結び付けられるよう人権擁護委員による相談窓口を開設します。こうした取組によって、既存制度や仕組みの見直しにもつなげ、あらゆる場において差別のない町を目指します。

| 具体的な事業の例            | 主体   |
|---------------------|------|
| 広報等を通じた人権尊重に関する意識啓発 | 町・町民 |
| 人権相談の実施             |      |

### 【基本施策 2】子どもたちとともに考える人権尊重 ⑩

差別や偏見のないまちづくりを進めるには、大人だけでなく、次世代を担う子どもたちとともに人権について考える機会が必要です。引き続き、小中学校における人権学習を実施します。

| 具体的な事業の例        | 主体       |
|-----------------|----------|
| 小中学校における人権学習の実施 | 県・小中学校・町 |

---

<sup>7</sup> 日本国憲法第 14 条では「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定めている。

|        |  |
|--------|--|
| 基本目標 2 | <b>あらゆる分野において男女が参画できる環境づくり<br/>～多様な力や考え方方が重なる～</b> |
|--------|--|

|       |                        |
|-------|------------------------|
| 方向性 1 | <b>家庭における男女共同参画の推進</b> |
|-------|------------------------|

### 【基本施策 1】家庭における男女共同参画の推進 ⑤

実態調査では、食事の支度、買い物、洗濯等の家事を主に行っている割合は妻が 63.9%であり、夫の 2.8%と比べて極めて高い状況にあることが分かりました。一方で意識調査からは、若い世代ほど家庭における性別役割分担意識は薄れており、男女ともに家事子育て等に取り組むものと考えていることが分かりました。こうした考えを後押しするため、子育てに関する情報提供や、男女共同参画に関する意識啓発に取り組みます。

家庭は、最も小さい社会の単位です。家庭における男女共同参画が推進されることによって、家庭内で助け合い思いやりの姿勢が、地域や町全体にさらに広がっていくことが期待されます。

| 具体的な事業の例                   | 主体   |
|----------------------------|------|
| 広報等を通じた男女共同参画に関する意識啓発（再掲）  | 町・町民 |
| 家庭におけるジェンダー教育、性教育及び人権教育の実施 |      |

### 【基本施策 2】行政による子育てや介護への支援 ⑪

子育て世帯の多くが、保育サービスを利用しながら育児や家事と仕事等の社会活動との両立を目指しています。引き続き、子育て世代が求める保育ニーズに対応できるよう、サービスの充実を図ります。あわせて介護保険制度の運営等にも力を入れ、社会活動に参加しやすい環境を作ります。

| 具体的な事業の例         | 主体                   |
|------------------|----------------------|
| 保育所及び放課後児童クラブの運営 | 町                    |
| 介護保険制度の運営        | 東三河広域連合 <sup>8</sup> |
| 介護保険サービスの実施      | 事業者                  |

<sup>8</sup> 東三河広域連合：東三河 8 市町村で構成される特別地方公共団体であり、東栄町はその構成団体の一つ。

### 【基本施策3】家庭への支援 ⑪⑯

家庭において、家族がお互いを思いあい、協力して家事や子育てをすることによって、子どもたちは安心して学び、成長することができます。

社会全体で核家族が一般的なスタイルになる中、東栄町では近所の祖父母や保護者同士の助け合いによって子育てをしている家庭も多数あります。これは顔の見える関係性の中で、保護者も安心して子育てができる環境であり、町の魅力の一つでもあります。

こうした環境を活かしながら、今後も安心して子どもを産み、育てられるように、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図ります。

また、意識調査からは男性の家事や育児等への参加を促進するには、職場や社会全体での理解が必要である点も明らかになりました。多方面からの働きかけや仕組みづくりによって、家庭の中で男女がともに協力できる環境づくりを後押しします。

| 具体的な事業の例                       | 主体                    |
|--------------------------------|-----------------------|
| 子育て世代包括支援センター <sup>9</sup> の運営 | 町                     |
| 親子教室等の育児支援に関する講座の開催            |                       |
| 子育て支援センター事業の実施                 |                       |
| 子育てガイドブックの作成                   | 町・子育てサークル             |
| 保・小・中連携教育の推進                   | 町・保育園・学校・家庭・地域        |
| 介護保険外サービスの実施                   | 町・地域包括支援センター・町民・関係機関等 |
| 働く環境整備に対する啓発及び実施               | 町・事業者                 |
| 子どもの居場所づくりや交流の場づくり             | 町民                    |

<sup>9</sup> 子育て世代包括支援センター：地域の特性に応じ母子保健施策と子育て支援施策の一体的な提供を通じて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するもの。

**方向性 2****行政区・地域づくり活動等における男女共同参画の推進****【基本施策 1】行政区・地域づくり活動等における男女共同参画の推進 ⑤⑪**

これまでも、近所に暮らす人同士の助け合いや、保護者同士の支えあい等、人と人とのつながりが地域の暮らしにはありました。また、地域ごとにそれぞれある伝統行事の他、防災訓練や清掃活動等にも、年齢や性別を超えて地域住民が参加しています。

今後も、誰一人取り残さず、誰もができる限り住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域に暮らす様々な立場の人を想定した地域活動が必要です。特に災害時の対応は事前の準備が欠かせません。

地域活動の中では、組長等の一部の役割には女性参画がみられる部分もあるものの、意思決定等に係る役職については性別役割意識や世代間による意見の違い等が根深く残る部分もあります。まずは現状を可視化し、持続可能な地域づくりに向け、多様な視点に立った地域づくり活動に取り組む必要があります。

| 具体的な事業の例 | 主体   |
|----------|------|
| 集落カルテの更新 | 町・地域 |

**【基本施策 2】多様な人材のつながりによる地域力の向上 ⑪**

地域の中には、性別や世代の違いの他これまでの居住地や職業等、様々な背景によって考え方の異なる人同士が共に暮らしています。こうした中、日々の暮らしや地域活動を通じて、お互いに認めあい協力して地域づくりに取り組んできました。

多様な力や考え方の重なり合いや助け合いは、柔軟でしなやかな地域づくりに欠かせません。引き続き、協力して暮らしやすい地域づくりに取り組みます。

| 具体的な事業の例         | 主体      |
|------------------|---------|
| 元気な地域づくり支援事業の実施  | 町・団体    |
| 子育て中の親同士のつながりづくり | 子育てサークル |

### 方向性 3

### 働く場における男女共同参画の推進

#### 【基本施策 1】働く場における男女共同参画の推進 ⑤⑧

住民意識調査では、職場における男女の均等な扱いや、育児介護等に関する制度の周知によって、働きやすい環境整備が求められていることが分かりました。これは、家事や育児と仕事を両立させたいと考えている人が一定程度いる<sup>10</sup>ことが背景にあります。町、事業者が一丸となった、働きやすい職場環境の整備が必要です。また、従業員の少ない事業所では人手不足が深刻です。働きやすい環境整備をすることは、担い手確保にもつながります。

あわせて、子育てにより離職していた人や移住者等、町内で新たに仕事を求める人もいます。引き続き、関係機関と連携し、相談窓口や就業機会の確保につながる取組を行います。

| 具体的な事業の例                 | 主体    |
|--------------------------|-------|
| 働く環境整備に対する啓発及び実施(再掲)     | 町・事業者 |
| 東栄町役場による町民への職業紹介、あっせんの実施 | 町     |
| 女性就労支援制度の周知              | 県・町   |
| 家庭相談員の窓口の周知              |       |

#### 【基本施策 2】自営業等における男女共同参画の推進 ③⑧⑪

町には、卸売小売業等、暮らしを支える商工業が多数あります。今後も暮らし続けられるまちにしていくためには、こうした商工業は欠かせない重要な要素です。特に、家族経営等の小規模事業者については、家族の中で育児や介護を必要とする人がいる際には、働き手確保が大きな課題となり、場合によつては事業存続にも影響を及ぼすこともあります。

そのためには、安心して利用できる保育園や放課後児童クラブの運営等が必要です。あわせて、町の中で介護等福祉業や保健医療業が引き続き継続されるよう、専門人材の確保に向けた取組を行います。

<sup>10</sup> 実態調査では、18歳～69歳では男性が9割、女性が8割程度の人が就労。特に、20代～40代の女性も7割程度の人が何らかの仕事をしており、その半数程度が子育てをしながら働いていた。

| 具体的な事業の例                        | 主体            |
|---------------------------------|---------------|
| 保育所及び放課後児童クラブの運営（再掲）            | 町             |
| 介護保険制度の運営（再掲）                   | 東三河広域連合       |
| 介護保険サービスの実施（再掲）                 | 事業者           |
| 東栄町介護職員就職助成金交付事業の実施             | 町             |
| 医療・介護職等就学資金貸与事業の実施              |               |
| 小規模事業者の暮らしを支える介護等の在り方の検討、仕組みづくり | 町・事業者・社会福祉協議会 |

### 【基本施策3】仕事と生活の調和<sup>11</sup>の推進 ③⑧

仕事は暮らしを支えるための重要な要素ですが、暮らしを送るためにには仕事以外の時間も重要です。住民意識調査の中でも、全世代において、暮らしの中で最も優先したいことは家庭生活であることが分かりました。

やりがいを感じながら仕事上の責任を果たす一方で、家事や子育ての時間や、余暇活動や地域活動等の個人の時間を持つことによって、心身共に健康な暮らしを送ることができるよう、仕事と生活のバランスが取れるよう働きかけます。事業者は、働く人を大切にし、働きやすい職場環境を整えるよう取り組みます。特に、町や議会は具体的な目標設定をし、積極的に取り組みます。

| 具体的な事業の例                                | 主体      |
|---|---------|
| 働く環境整備に対する啓発及び実施（再掲）                    | 町・事業者   |
| ファミリー・フレンドリー企業等の普及啓発                    | 県・町・事業者 |
| 町及び議会における特定事業主行動計画 <sup>12</sup> の策定と推進 | 町・議会    |

<sup>11</sup> 仕事と生活の調和：老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態にあること（出典：男女共同参画会議 仕事と生活の調和に関する専門調査会）

<sup>12</sup> 特定事業主行動計画：女性活躍推進法第19条に基づき、各特定事業主に策定・公表が義務付けられた、女性職員の活躍のための行動計画（出典：内閣府）

**方向性 4****政策・方針決定過程への女性参画の拡大****【基本施策 1】東栄町役場における管理職等への的確な人材登用 ⑤⑧⑪**

住民意識調査によれば、女性が方針等決定過程への関与が少ない理由について、「男性優位の組織運営」との回答は全体の 30.8% でした。

人口減少が進む中、総合力でまちづくりを進めるためには、性別にとらわれない柔軟な人材登用が必要です。多様な視点による議論や事業実施は、柔軟できめ細かい政策推進につながります。

そのため、町では具体的な目標設定を行い、性別にとらわれない積極的な人材育成及び登用に取り組みます。

| 具体的な事業の例                         | 主体   |
|----------------------------------|------|
| 町及び議会における特定事業主行動計画の策定と推進<br>(再掲) | 町・議会 |

**【基本施策 2】まちづくり人材の育成 ⑤⑪**

まちづくりを進めるためには、年齢や性別に関わらず多様な視点でまちづくりについて話し合う機会が必要です。話し合いの場においては、互いの立場の違いを認めながら積極的に意見交換し、合意形成を重ねられるよう、一人ひとりが話し合いのルール<sup>13</sup>を守って参加できるようにします。

町は、愛知県が行う人材育成研修等の機会を活用した人材育成に取組みます。各種団体の役員構成は、町の審議会等の委員構成にも大きく影響します。町も各種団体も、研修等に参加した人材を活用し、多様な視点による話し合いの機会を確保します。

| 具体的な事業の例              | 主体   |
|-----------------------|------|
| 愛知県男女共同参画人材育成セミナーへの参加 | 町民・町 |
| 各種委員会や審議会等における女性委員の活用 | 町    |
| まちづくり基本条例の実践          | 町    |

<sup>13</sup> 話し合いのルール：東栄町まちづくり基本条例第 14 条において、話し合いの場がまちづくりを進めるための円滑な話し合いの場となるよう、主催者側と参加者側が努力することを定めています。

### 【基本施策3】男女共同参画社会推進に向けた持続的な取組み ⑤

人口構成の変化や価値観の多様化は、社会の変容と合わせて今後も進んでいくことが予測されます。どんなに時代が変わっても、一人ひとりが大切にされ、性別や年齢等に関わりなく、誰もが健やかに暮らしていくことができるまちづくりを進めるためには、持続的な取組とあわせて必要に応じた見直しを繰り返します。

| 具体的な事業の例      | 主体   |
|---------------|------|
| 本計画の評価及び結果の公表 | 町・町民 |
| 本計画の見直し       |      |

| 方向性5 | 防災・災害復興分野における多様な視点の活用 |
|------|-----------------------|
|------|-----------------------|

### 【基本施策1】多様な視点による防災対策 ③⑤⑪

町では、町民・行政が一体となって行う防災まちづくりに取り組んでいます。中でも防災士をはじめとした人材育成に力を入れており、今後さらに多様な担い手とともに、多様な視点を持って防災対策に取り組みます。

また、妊婦や子ども等支援を要する人の視点に立った備えや体制整備等を充実させ、万が一災害が起こった場合にも適切に支援ができるようにします。

| 具体的な事業の例               | 主体      |
|------------------------|---------|
| 防災士資格取得補助事業            | 町       |
| 防災に関する話し合いの場への多様な視点の確保 | 町・自主防災会 |
| 備蓄品及び避難所体制の再確認         |         |
| 災害時の保健活動の充実            | 町       |

|               |   |
|---------------|---|
| <b>基本目標 3</b> | <b>安心して暮らせるまちづくり<br/>～一人ひとりが自分を大切にする～</b> |
|---------------|---|

|              |                  |
|--------------|------------------|
| <b>方向性 1</b> | <b>あらゆる暴力の根絶</b> |
|--------------|------------------|

**【基本施策 1】DV、ハラスメント、いじめ、児童虐待への対応 ③⑤⑩⑯**

誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを行うためには、どんな暴力も差別も撤廃されなければなりません。町の中に「暴力や差別の根絶意識」が定着するためには、町に暮らし関わる人すべての強い意志と、息の長い取組が必要です。

子どもが安心して育つことができるよう、家庭、学校、地域等、あらゆる場から暴力や差別を撤廃します。そのためには、大人の行動が重要です。子どもたちが暴力や差別は許されないことを認識して育つことは、東栄町のみならず持続可能な社会づくりにもつながります。

| 具体的な事業の例                    | 主体                           |
|-----------------------------|------------------------------|
| 暴力や差別撤廃に関する意識啓発             | 町・町民・事業者                     |
| いじめ問題対策協議会における情報共有          | 町・県・保健所・社会福祉協議会・小中学校・保育園・警察署 |
| 要保護児童対策地域協議会における情報共有        |                              |
| 暴力団排除条例の運用                  | 町                            |
| 東栄町役場におけるハラスメント等防止制度の制定及び運用 |                              |

## 【基本施策2】相談窓口の充実 ③⑤⑩⑯

住民意識調査によれば、DV、ハラスメント、いじめや虐待等を受けたにも関わらず誰にも相談しなかったケースは、被害経験者（延べ数）の26.9%でした。本来、誰もが、暴力や差別を受けるべきではありません。多様な相談機関を確保することで、万が一被害を受けた場合には、躊躇なく相談できる環境を整えます。

被害にあっている人を知った場合や、被害にあっていることが疑わしいと感じた場合には、当事者ではなくても相談や通報ができる場所が必要です。あわせて、状況を把握した場合には、速やかに関係機関が連携し、早急に対応します。

| 具体的な事業の例                 | 主体     |
|--------------------------|--------|
| DVや児童虐待に対する相談窓口の周知及び防止活動 | 町      |
| 関係機関同士の連携                | 町・関係機関 |

|       |                |
|-------|----------------|
| 方向性 2 | 生涯を通じた心身の健康づくり |
|-------|----------------|

### 【基本施策 1】一人ひとりが取り組む健康づくり ③⑪

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、一人ひとりが心身ともに健康であることが重要です。そのため、一人ひとりが健康管理や病気・介護予防に取り組みます。また、一人暮らしの高齢者世帯の割合は全体の 24.7% であり、中でも女性の割合が高くなっています。おいでん家等の人と関わる場所を活用し、心身の健康を保ちます。

あわせて、保健事業を中心に女性特有の疾患予防やライフステージを通じた健康支援を行います。

| 具体的な事業の例                            | 主体   |
|-------------------------------------|------|
| 子どもからお年寄りまで幅広い年代によるうえい健康マイレージ事業の実施  | 町・町民 |
| 健康診査事業（女性検診を含む住民健診・特定健康診断・運動器検診）の実施 |      |
| 介護予防事業の実施と参加                        |      |
| おいでん家の実施と参加                         |      |
| 子育て世代包括支援センターの運営（再掲）                | 町    |
| 健康づくりや介護予防に取り組むサークル等の活動             | 町民   |

### 【基本施策 2】心の健康と支えあう体制づくり ③⑪

仕事、家庭の経済状況や人間関係の悩みや不安から過度なストレスを感じる人が増える傾向にあります。こころの病気や健康について相談できる体制が必要です。

また、悩みや不安の背景に DV やハラスメント被害が隠れている場合もあります。一人ひとりが身近な人の個々の苦しみに気づき、声をかけ、つなぎ、見守ることができる町を目指します。

| 具体的な事業の例             | 主体     |
|----------------------|--------|
| 児童生徒の SOS の出し方に関する教育 | 町・小中学校 |
| こころの健康に関する普及啓発       | 町      |
| 専門機関を交えた相談体制づくり      | 町・保健所  |

## 参考指標

第1次計画となる本計画については、目標指標の設定は行いません。住民意識調査等から、現在の町の中での男女共同参画に関する意識や認知度が十分にあるとは言い難いことが明らかになっているからです。こうした状況での数値目標の設定は、本計画が目指す「一人ひとりを大切にしあう意識」の醸成を阻害し、計画そのものを形骸化させる恐れもあります。

そのため、この第1次計画では、意識醸成に向けた取り組みに注力し、まずは町の中で男女共同参画について考えられる土壤づくりを目指します。

ただし、本計画が基本理念や基本目標に向かって推進されているかについては、毎年度事業結果を踏まえ、確認していく必要があります。そのため、以下の6点を参考指標とします。

### 〈参考指標〉

| 項目   | 令和3年度現状値  |
|--|-----------|
| 町の審議会等における女性比率<br>(令和3年4月1日時点)                                 | 8.6%      |
| 町防災会議における女性委員比率<br>(令和3年4月1日時点)                                | 0%        |
| 町職員男性の育児休業取得率<br>(令和2年度実績)                                     | 25.0%     |
| 町職員の年次有給休暇 <sup>14</sup> 消化率<br>(令和2年実績)                       | 29.1%     |
| 東栄町で「ファミリー・フレンドリー企業 <sup>15</sup> 」に登録している事業者数<br>(令和4年1月1日時点) | 4事業者      |
| 中学校における生徒会役員の男女比率 <sup>16</sup><br>(令和3年度後期)                   | 男性2人・女性3人 |

<sup>14</sup> 年次有給休暇：一定期間勤続した労働者に対して、心身の疲労を回復しゆとりある生活を保障するために付与される休暇のこと、「有給」で休むことができる、すなわち取得しても賃金が減額されない休暇のこと。（出典：厚生労働省ホームページ）

<sup>15</sup> ファミリー・フレンドリー企業：仕事と生活の調和を図ることができる職場環境づくりに積極的に取り組む企業を登録する愛知県の制度（出典：愛知県ホームページ）

<sup>16</sup> 中学校生徒会役員は、現在は会長：1名（性別は問わない）、副会長：男女各1名、書記会計：男女各1名による計5名、との規定がある。



東栄町第1次男女共同参画プラン

令和4年3月

発行：東栄町

〒449-0292

愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字上前畠 25 番地

電話：0536-76-0501

FAX : 0536-76-1725

Mail : soumu@town.toei.lg.jp